

岐阜新聞真学塾

出題 蟻雪ゼミナール 陽南本荘校・松吉琢磨

問題【社会】

日本国憲法の前文を埋めてみましょう

日本国民は、正當に(1)された(2)における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との(3)による成果と、わが国全土にわたって(4)のもたらす惠沢を確保し、政府の行為によつて再び(5)の慘禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が(6)に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、(7)の厳肅な信託によるものであつて、その(8)は国民に由来し、その(9)は国民の代表者がこれ行使し、その(10)は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

豆知識 雑学コラム

最高法規を知ろう

さて、今回は日本国憲法の前文です。上の前文の一部を見ただけで逃げそうになった人！ ちょっと待って！ 確かにいつも使っている言葉と違って、分かりにくいところも多いと思います。でも、日本国憲法がどのような目的と考えで出来ているのかを理解するのに非常に役立ちます。

例えば、最初の「正當に選挙された国会における代表者を通じて行動」というのは、日本は議会制民主主義を行うということです。これを憲法に明記することで、覆すことができないようになっているのです。また、「その福利は国民がこれを享受する」というのは、政治のもたらす福利(=いいこと)は、国民の代表者ではなく国民が受け取らなければならないということです。つまり、憲法に「独裁政治なんかさせないよ！」と書いてあるから、日本という国は守られているんです。

以前は20歳でしたが、今は18歳で選挙権が得られます。そういう言う意味でも、日本の「最高法規」である憲法をすることは大切です。もちろん、テストに出るから！ って理由もありますけどね。

【解答】



権利	10
権力	9
権威	8
国民	7
国民	6
統治	5
甲	4
統治	3
國會	2
憲法	1